

情報公開範囲の検討について

1. 経緯

市民等に向けた自然環境調査結果の公開に関しては、生物多様性への市民の関心を高め、保全の取組を行う上で重要である一方で、重要種の盗掘・密猟のリスクを高める可能性があります。

こうした状況を踏まえ、前回調査（平成 25～26 年度）における調査結果の公表に関しては、自然環境調査検討委員会に諮り、以下の情報公開範囲の考え方で運用しています。

表 自然環境調査における情報公開範囲の設定（現在）

情報の 精度	情報公開 範囲	植物			動物	
		環境省 RL 絶滅危惧 II 類 もしくは 千葉県 RDB 要保護生物(C)		ラン科 及び ユリ科の 重要種	環境省 RL 絶滅危惧 II 類 もしくは 千葉県 RDB 要保護生物(C)	
		以上	未満		以上	未満
高	確認された地点が分かる情報 ・図面上に確認地点を明示等	×	×	×	×	×
中	確認された地域が分かる情報 ・地域別種リスト等	×	△	×	△	△
低	今回の調査全体で確認されたかどうか分かる情報 ・16 地域全体の確認種リスト等	○	○	○	○	○

※表中の記号の意味は以下の通りである。

○…公開

△…自然環境調査検討委員会による選定を受けた種を除き公開 ※

×…非公開

※自然環境調査検討委員会による選定を受けた種（前回調査より）

No.	分類	科名	種名	調査地域(St.)																選定基準				非公開	
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	①	②	③	④		
1				○																	NT	A	○		
2											○											NT		○	
3				○																				D	
4												○												C	○

(例) ●NO. 2 の植物は、調査地域 St. 8 で確認されている。

→選定基準③環境省 RL において、準絶滅危惧 (NT) に指定。(絶滅危惧 II 類未満のランク)

上記の表における【情報の精度：中】では「△」に該当し、自然環境調査検討委員会で非公開の選定を受けたため、「確認された地域が分かる情報」は非公開としている。

●NO. 3 の植物は、調査地域 St. 1 で確認されている。

→選定基準④千葉県 RDB において、一般保護生物 (D) に指定。(要保護生物未満のランク)

上記の表における【情報の精度：中】では「△」に該当し、自然環境調査検討委員会で非公開の選定を受なかったため、「確認された地域が分かる情報」は公開としている。

2. 自然環境調査検討委員会で検討いただきたい事項

(1) 基本となる重要種の情報公開範囲の設定の考え方について

基本となる情報公開範囲の設定の考え方については、前回の考え方を継続したいと考えています。ランクの考え方や前回ではユリ科等が当たる特出する種の選定等についてご意見いただきたいと考えています。

(2) 情報の精度「中」において「△」となる種のうち非公開種の選定について

前回と同様の情報公開範囲の考え方を継続することが前提ではありますが、情報の精度「中」において「△」となる種のうち非公開種の選定についてご意見いただきたいと考えています。

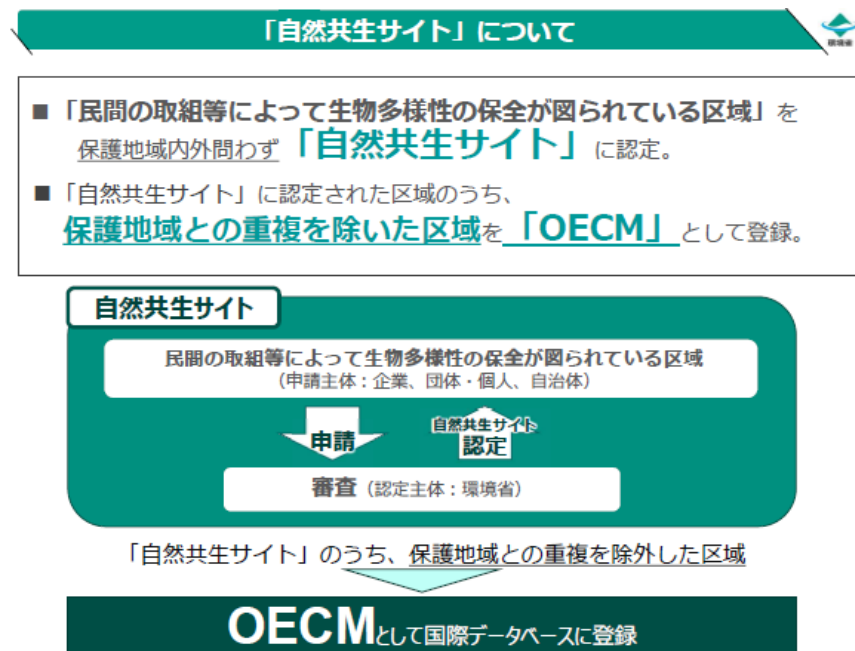
(3) 例外的な重要種の情報公開をする場合について

原則的には(1)、(2)でご意見いただいた考え方のもと、重要種の情報公開を行っていきませんが、以下のような事象については自然環境保全及び学術的活用の見地等から、柔軟に対応する必要があると考えています。それぞれの事象について、望ましい情報公開の考え方に関してご意見いただければと考えています。

【例外的な重要種の情報公開をすることが望ましいと考えられる事象】

- ①大学等の研究機関における調査協力依頼
- ②開発に伴う配慮のための調査結果提供依頼（公共工事・民間事業）
- ③自然共生サイトへの登録を見据えた情報提供依頼

(参考) 自然共生サイトについて（環境省ホームページより抜粋）



2

OECM：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

(Other Effective area-based Conservation Measures)